

「明日の農業経営支援給付金」 のご案内

エネルギー価格をはじめとする物価高騰により、農業者の経営に深刻な影響を及ぼしている状況にあることから、農業者の経営の回復・継続を支援するために、市から給付金の支給を行うものです。

【対象となる方】

☆認定農業者及び認定新規就農者（本市経営面積が過半を超える方）

☆販売農家（経営耕地面積30a以上、又は農産物販売金額が50万円以上の農家）

※城陽市に住所をおき、かつ耕作地を持つ方が対象です。

※収入の証明として確定申告書又は面積の確認のため農家基本台帳照会の同意書（別添の同意書）のいずれかを添付してください（令和4年度に農業者資材価格高騰対策支援給付金の給付を受けられた方は添付不要です）。

※申請者名義と異なる振込先を希望される場合は委任状を提出してください。

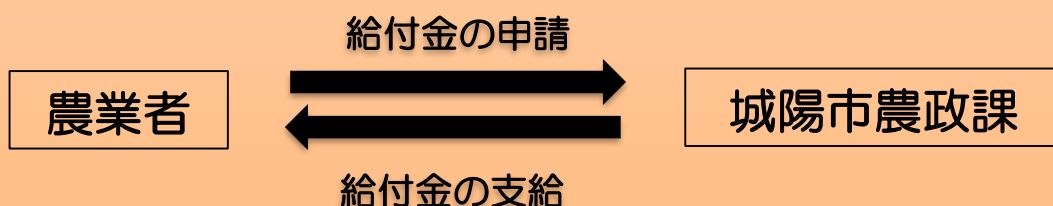
【給付金の金額】

・認定農業者及び認定新規就農者：一律10万円

・販売農家：一律3万円

※それぞれの要件が重複しても、給付金の重複支給は行いません。

【給付金の流れ】



申請締切

令和5年12月28日（木）まで

問合先
申請書類提出先

城陽市農政課（0774-56-4005）